

函館市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 1 0 号

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成 1 2 年函館市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）附則第 2 条第 1 項または第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に，「宅地造成に」を「宅地造成等に」に改め，同条第 1 3 号中「ならびに」を「および」に改め，「および建築物のエネルギー消費性能」を削る。

別表第 7 を次のように改める。

別表第 7（第 2 条関係）

区 分		単 位	金 額
宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この表において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可または	(1) 切土または盛土（以下この表において「切土等」という。）をする土地の面積が ア 500平方メートル以内のもの	1 件につき	16, 000円
	イ 500平方メートルを超え， 1, 000平方メートル以内のもの	1 件につき	25, 000円
	ウ 1, 000平方メートルを超え， 2, 000平方メートル以内のもの	1 件につき	34, 000円

法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等もしくは土石の堆積に関する工事の許可	エ 2,000平方メートルを超え, 3,000平方メートル以内のもの	1 件につき	48,000円
	オ 3,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの	1 件につき	59,000円
	カ 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの	1 件につき	78,000円
	キ 10,000平方メートルを超え, 20,000平方メートル以内のもの	1 件につき	120,000円
	ク 20,000平方メートルを超え, 40,000平方メートル以内のもの	1 件につき	180,000円
	ケ 40,000平方メートルを超え, 70,000平方メートル以内のもの	1 件につき	290,000円
	コ 70,000平方メートルを超え, 100,000平方メートル以内のもの	1 件につき	420,000円
	サ 100,000平方メートルを超えるもの	1 件につき	540,000円
	(2) 土石の堆積をする土地の面積が		
	ア 500平方メートル以内のもの	1 件につき	12,000円
	イ 500平方メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	14,000円
	ウ 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	16,000円
	エ 2,000平方メートルを超え, 3,000平方メートル以内のもの	1 件につき	19,000円
	オ 3,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの	1 件につき	25,000円

	カ 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの	1 件につき	28,000円
	キ 10,000平方メートルを超え, 20,000平方メートル以内のもの	1 件につき	30,000円
	ク 20,000平方メートルを超え, 40,000平方メートル以内のもの	1 件につき	40,000円
	ケ 40,000平方メートルを超え, 70,000平方メートル以内のもの	1 件につき	60,000円
	コ 70,000平方メートルを超え, 100,000平方メートル以内のもの	1 件につき	90,000円
	サ 100,000平方メートルを超えるもの	1 件につき	110,000円
法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可または法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等もしくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可	(1) 切土等に係る設計の変更または新たな切土等を伴うものであって, 当該設計の変更に係る土地と新たな切土等に係る土地の面積の合計が ア 500平方メートル以内のもの イ 500平方メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの ウ 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以内のもの エ 2,000平方メートルを超え, 3,000平方メートル以内のもの オ 3,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの カ 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 1 件につき 1 件につき 1 件につき 1 件につき 1 件につき	16,000円 25,000円 34,000円 48,000円 59,000円 78,000円

	ル以内のもの		
キ	10,000平方メートルを 超え, 20,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	120,000円
ク	20,000平方メートルを 超え, 40,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	180,000円
ケ	40,000平方メートルを 超え, 70,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	290,000円
コ	70,000平方メートルを 超え, 100,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	420,000円
サ	100,000平方メートル を超えるもの	1 件につき	540,000円
(2) 土石の堆積に係る設計の 変更または新たな土石の堆 積を伴うものであって, 当 該設計の変更に係る土地と 新たな土石の堆積に係る土 地の面積の合計が			
ア	500平方メートル以内 のもの	1 件につき	12,000円
イ	500平方メートルを超 え, 1,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	14,000円
ウ	1,000平方メートルを 超え, 2,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	16,000円
エ	2,000平方メートルを 超え, 3,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	19,000円
オ	3,000平方メートルを 超え, 5,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	25,000円
カ	5,000平方メートルを 超え, 10,000平方メートル 以内のもの	1 件につき	28,000円
キ	10,000平方メートルを	1 件につき	30,000円

	超え，20,000平方メートル以内のもの ク 20,000平方メートルを超え，40,000平方メートル以内のもの ケ 40,000平方メートルを超え，70,000平方メートル以内のもの コ 70,000平方メートルを超え，100,000平方メートル以内のもの サ 100,000平方メートルを超えるもの (3) 前2号に掲げるもの以外のもの	1件につき 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき	40,000円 60,000円 90,000円 110,000円 11,000円
--	---	---	--

別表第12および別表第13を次のように改める。

別表第12（第2条関係）

区 分			単位	金 額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がな	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の部分の区分に応じ，それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの ア 住宅の用途のみ	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第10条第2号イ（1）および同号ロ（1）に定める基準（以下この表において「性能基準」という。）による評価	申請1件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分（共同住宅の用途に供する部分のうち，住戸の部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。）がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては，次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準手数料額」という。） ア 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が1のとき 36,000円 (イ) 住戸の戸数が2以

い場合に限る。)	に供する建築物または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に	方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位性能基準認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした認定（性能基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準認定」という。）	上5以下のとき 68,000円 (ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 94,000円 (エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 131,000円 (オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 186,000円 (カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 265,000円 (キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 358,000円 (ク) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 468,000円 (ケ) 住戸の戸数が301以上のとき 549,000円 イ 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 105,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 171,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 265,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 339,000円 (オ) 床面積の合計が
-----------------	--	---	---

	関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ウにおいて同じ。) イ 住宅以外の用途のみに供する一の建築物または複合建築物の非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。ウにおい	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第10条第2号イ（1）および同号ロ（2）または同号イ（2）および同号ロ（1）に定める基準（以下この表において「仕様計算併用基準」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様計算併用基準認定」という。）または複合建築物の住宅部分	申請1件につき	10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 404,000円 (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 470,000円 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様計算併用基準手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 28,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 51,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 84,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 143,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 207,000円
--	---	--	----------------	---

	て同じ。) ウ 複合建築物登録住宅性能評価機関および登録建築物エネルギー消費性能判定機関	を単位とした認定（仕様計算併用基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定」という。）		
		住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第10条第2号イ（2）および同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「仕様基準」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様基準認定」という。）ま	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 20,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下るとき 35,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下るとき 57,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル

		たは複合建築物の住宅部分を単位とした認定（仕様基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準認定」という。）		を超え， 5,000平方メートル以下のとき 100,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 149,000円
	申請 1件 につき	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第10条第1号イ（1）および同号ロ（1）に定める基準（以下この表において「標準入力法等」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあつては，当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 228,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え， 1,000平方メートル以下のとき 282,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 361,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 512,000円	

		等認定」という。)または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定」という。)	オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 627,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 738,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 842,000円
	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(基準省令第10条第1号イ(2)および同号ロ(2)に定める基準(以下この表において「モデル建物法」という。))による評価方法によるものに限る。)(以下この表にお	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 94,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 116,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 150,000円 エ 床面積の合計が

		いて「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。)または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定(モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定」という。)		2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 237,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 306,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 365,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 427,000円
		複合建築物を単位とした認定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物単位標準入力法等認定」という。)	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額と, 住宅部分についての申請が, 複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを, 複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅仕様

			計算併用基準手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等手数料額」という。）
	複合建築物を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合建築物単位モデル建物法認定」という。）	申請 1 件 につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モ

			デル建物法手数料額」という。)
(2) 評価機関 審査を受けたもの	住宅単位 性能基準 認定または複合建 築物住宅 部分単位 性能基準 認定	申請 1 件 につ き	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準手数料額」という。） ア 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が 1 のとき 8,900円 (イ) 住戸の戸数が 2 以上 5 以下のとき 13,000円 (ロ) 住戸の戸数が 6 以上 10 以下のとき 19,000円 (ハ) 住戸の戸数が 11 以上 25 以下のとき 29,000円 (ニ) 住戸の戸数が 26 以上 50 以下のとき 46,000円 (ホ) 住戸の戸数が 51 以上 100 以下のとき 79,000円 (ヘ) 住戸の戸数が 101 以上 200 以下のとき 122,000円 (セ) 住戸の戸数が 201 以上 300 以下のとき 153,000円 (ケ) 住戸の戸数が 301 以上のとき 163,000円 イ 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が

			300平方メートル以下のとき 13,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 29,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 79,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 122,000円 (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 153,000円 (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 191,000円
住宅単位仕様計算併用基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅仕様計算併用基準手数料額」という。）	ア 住戸の戸数が1のとき 8,900円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

			(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以 下のとき 13,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを 超え, 2,000平方メ ートル以下のとき 23,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル を超え, 5,000平方 メートル以下のとき 46,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル を超えるとき 79,000円
住宅単位 仕様基準 認定または複合建 築物住宅 部分単位 仕様基準 認定	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に 係る一の建築物の住戸の 戸数の区分に応じ, それ ぞれ次に定める額 (以下 この表において「評価機 関審査済住宅仕様基準手 数料額」という。) ア 住戸の戸数が1のと き 8,900円 イ 住戸の戸数が2以上 のとき 次に掲げる当 該建築物 (複合建築物 住宅部分単位仕様基準 認定の申請の場合にあ っては, 当該建築物の 住宅部分) の床面積 (当 該建築物の共用部分 の床面積を除く。) の 合計の区分に応じ, そ れぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以 下のとき 13,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを 超え, 2,000平方メ ートル以下のとき 23,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル	

		を超え， 5,000平方メートル以下のとき 46,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル を超えるととき 79,000円
非住宅建築物単位標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては，当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え，1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 29,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 79,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え， 10,000平方メートル以下のとき 122,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え， 25,000平方メートル以下のとき 153,000円

		キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 191,000円
非住宅建築物単位 モデル建物法認定 または複合建築物 非住宅部分単位モ デル建物法認定	申請 1件につ き	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 29,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 79,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 122,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 153,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えると

		191,000円
複合建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額」という。）
複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用

				部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額」という。）
2 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅単位性能基準認定または複合建築物住宅部分単位性能基準認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを合算した額
		住宅単位	申請	確認申請手数料相当額と

		仕様計算 併用基準 認定または複合建築物住宅 部分単位 仕様計算 併用基準 認定	1 件 につき	評価機関未審査住宅仕様 計算併用基準手数料額と を合算した額
		住宅単位 仕様基準 認定または複合建築物住宅 部分単位 仕様基準 認定	申請 1 件 につき	確認申請手数料相当額と 評価機関未審査住宅仕様 基準手数料額とを合算し た額
		非住宅建 築物単位 標準入力 法等認定 または複 合建築物 非住宅部 分単位標 準入力法 等認定	申請 1 件 につき	確認申請手数料相当額と 評価機関未審査非住宅標 準入力法等手数料額とを 合算した額
		非住宅建 築物単位 モデル建 物法認定 または複 合建築物 非住宅部 分単位モ デル建物 法認定	申請 1 件 につき	確認申請手数料相当額と 評価機関未審査非住宅モ デル建物法手数料額とを 合算した額
		複合建築 物単位標 準入力法 等認定	申請 1 件 につき	確認申請手数料相当額と 評価機関未審査複合建築 物標準入力法等手数料額 とを合算した額
		複合建築 物単位モ デル建物	申請 1 件 につ	確認申請手数料相当額と 評価機関未審査複合建築 物モデル建物法手数料額

	法認定	き	とを合算した額
(2) 評価機関 審査を受けたもの	住宅単位 性能基準 認定または複合建 築物住宅 部分単位 性能基準 認定	申請 1件に つき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済住宅性能 基準手数料額とを合算し た額
	住宅単位 仕様計算 併用基準 認定または複合建 築物住宅 部分単位 仕様計算 併用基準 認定	申請 1件に つき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済住宅仕様 計算併用基準手数料額と を合算した額
	住宅単位 仕様基準 認定または複合建 築物住宅 部分単位 仕様基準 認定	申請 1件に つき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済住宅仕様 基準手数料額とを合算し た額
	非住宅建 築物単位 標準入力 法等認定 または複 合建築物 非住宅部 分単位標 準入力法 等認定	申請 1件に つき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済非住宅標 準入力法等手数料額とを 合算した額
	非住宅建 築物単位 モデル建 物法認定 または複 合建築物 非住宅部	申請 1件に つき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済非住宅モ デル建物法手数料額とを 合算した額

		分単位モデル建物法認定		
		複合建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額とを合算した額
		複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額とを合算した額
3 法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定（性能基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位性能基準変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした変更の認定（性能基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物	申請1件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る変更の認定の申請の場合にあつては、次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額」という。） ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が1のとき 22,000円 (イ) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 40,000円 (ウ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 57,000円 (エ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 80,000円 (オ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 116,000円 (カ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 172,000円 (キ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 240,000円

		住宅部分 単位性能 基準変更 認定」と いう。)		(ク) 住戸の戸数が 201 以上 300以下のとき 311,000円 (ケ) 住戸の戸数が 301 以上のとき 356,000円 イ 次に掲げる変更の認 定の申請に係る一の建 築物の共用部分の床面 積の合計の区分に応じ、 それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以 下のとき 59,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを 超え、 2,000平方メ ートル以下のとき 100,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、 5,000平方 メートル以下のとき 172,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、 10,000平方 メートル以下のとき 231,000円 (オ) 床面積の合計が 10,000平方メートル を超え、 25,000平方 メートル以下のとき 279,000円 (カ) 床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるとき 330,000円
	住宅の用 途のみに 供する一 の建築物 を単位と した変更 の認定（ 仕様計算 併用基準	申請 1 件 につ き		次に掲げる変更の認定の 申請に係る一の建築物の 住戸の戸数の区分に応じ、 それぞれ次に定める額（ 以下この表において「評 価機関未審査住宅仕様計 算併用基準変更手数料額」 という。） ア 住戸の戸数が 1 のと

		による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「住宅単位仕様計算併用基準変更認定」という。) または複合建築物の住宅部分を単位とした変更の認定 (仕様計算併用基準による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定」という。)		き 18,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物(複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分)の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 32,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 53,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 94,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 143,000円
		住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定(仕様基準による評価方法によるものに限る。) (以下こ	申請 1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額」という。) ア 住戸の戸数が1のとき 14,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物(複合建築物住宅部分単位仕様基準

		の表において「住宅単位仕様基準変更認定」という。) または複合建築物の住宅部分を単位とした変更の認定 (仕様基準による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定」という。)		変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分) の床面積 (当該建築物の共用部分の床面積を除く。) の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 24,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 40,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 73,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 114,000円
	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定 (標準入力法等による評価方法によるものに限る。)	申請1件につき		(以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」とい 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物 (複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分) の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額」という。) ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 120,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 151,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを

		う。)または複合建築物の非住宅部分を単位とした変更の認定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定」という。)		超え, 2,000平方メートル以下のとき 195,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 295,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 375,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 446,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 516,000円
	申請1件につき	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定(モデル建物法による評価方法によるものに限る。)(以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。)または複合建築物の	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあっては,当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ,それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額」という。)	ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 53,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 68,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 89,000円

		非住宅部分を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定」という。）	エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 158,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 214,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 259,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 309,000円
	申請1件につき	複合建築物を単位とした変更の認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合建築物単位標準入力法等変更認定」という。）	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の

		戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）
複合建築物を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合建築物単位モデル建物法変更認定」という。）	申請 1 件 につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額」とい

			う。)
(2) 評価機関 審査を受けたもの	住宅単位 性能基準 変更認定 または複 合建築物 住宅部分 単位性能 基準変更 認定	申請 1 件 につ き	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る変更の認定の申請の場合にあつては，次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額」という。） ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が 1 のとき 8,900円 (イ) 住戸の戸数が 2 以上 5 以下のとき 13,000円 (ロ) 住戸の戸数が 6 以上 10 以下のとき 19,000円 (ハ) 住戸の戸数が 11 以上 25 以下のとき 29,000円 (ニ) 住戸の戸数が 26 以上 50 以下のとき 46,000円 (ホ) 住戸の戸数が 51 以上 100 以下のとき 79,000円 (ヘ) 住戸の戸数が 101 以上 200 以下のとき 122,000円 (セ) 住戸の戸数が 201 以上 300 以下のとき 153,000円 (エ) 住戸の戸数が 301 以上のとき 163,000円 イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が

				300平方メートル以下のとき 13,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 29,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 79,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 122,000円 (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 153,000円 (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 191,000円
		住宅単位仕様計算併用基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅仕様計算併用基準変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 12,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に

			定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下 のとき 17,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを 超え, 2,000平方メ ートル以下のとき 28,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル を超え, 5,000平方 メートル以下のとき 54,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル を超えるとき 88,000円
住宅単位 仕様基準 変更認定 または複 合建築物 住宅部分 単位仕様 基準変更 認定	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の 申請に係る一の建築物の 住戸の戸数の区分に応じ, それぞれ次に定める額 (以 下この表において「評価機 関審査済住宅仕様基準変 更手数料額」という。) ア 住戸の戸数が1のとき 8,900円 イ 住戸の戸数が2以上の とき 次に掲げる当該建 築物 (複合建築物住宅部 分単位仕様基準変更認定 の申請の場合にあつては, 当該建築物の住宅部分) の 床面積 (当該建築物の共 用部分の床面積を除く。) の合計の区分に応じ, そ れぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下 のとき 13,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを 超え, 2,000平方メ ートル以下のとき 23,000円 (ウ) 床面積の合計が	

		2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 46,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 79,000円
非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 29,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 79,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 122,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 153,000円

		キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 191,000円
非住宅建築物単位 モデル建物法変更 認定または複合建 築物非住宅部分単 位モデル建物法変 更認定	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の 申請に係る一の建築物（ 複合建築物非住宅部分単 位モデル建物法変更認定 の申請の場合にあっては、 当該建築物の非住宅部分） の床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ次に定め る額（以下この表におい て「評価機関審査済非住 宅モデル建物法変更手数 料額」という。） ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のと き 13,000円 イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、 1,000平方メートル以 下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを 超え、2,000平方メー トル以下のとき 29,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え、5,000平方メー トル以下のとき 79,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メー トル以下のとき 122,000円 カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え、25,000平方メー トル以下のとき 153,000円 キ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき

		191,000円
複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）
複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認

				定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準変更手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）
4 法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がある場合	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅単位性能基準変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。）

に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。)

		と評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額とを合算した額
住宅単位仕様計算併用基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様計算併用基準変更手数料額とを合算した額
住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額
非住宅建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額

		更認定		
		複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額とを合算した額
	(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位性能基準変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様計算併用基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様計算併用基準変更手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額
		非住宅建	申請	確認申請変更手数料相当

		建築物単位標準入力法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	1 件につき	額と評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請 1 件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請 1 件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請 1 件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額とを合算した額
5	法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）		申請 1 件につき	1,300円

備 考

- 1 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の1（1）の項、1（2）の項、2（1）の項または2（2）の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定と、複合建築物住宅部分単位性能基準認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定も

しくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

- 2 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の1(1)の項、1(2)の項、2(1)の項または2(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定と、複合建築物住宅部分単位性能基準認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 3 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 4 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3(1)の項、3(2)の項、4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と、複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 5 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請が、基準省令第10条第1号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。
- 6 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請が、基準省令第10条第1号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

別表第13（第2条関係）

区 分		単位	金 額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第11条第1項または第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「消費性能確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした判定（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ（1）および同号ロ（1）に定める基準（以下この1（1）の項から2（1）の項までにおいて「性能基準」という。）（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位性能基準判定」という。）または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）を単位とした判定（性能基準（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によ	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅性能基準判定手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 36,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準判定の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該消費性能確保計画に係る特定建築行為が増築または改築である場合にあつては、当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。以下この1（1）の項から1（9）の項までにおいて同じ。）（当該建築物の共用部分（共同住宅の用途に供する部分のうち、住戸の部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。）の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 68,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 111,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 186,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えると き 265,000円

	るものに限る。) (以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準判定」という。)	
(2) 住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした判定 (基準省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(2)または同号イ(2)および同号ロ(1)に定める基準 (以下この1(2)の項から2(2)の項までにおいて「仕様計算併用基準」という。)) (住戸の戸数が1である住宅または基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。) による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「住宅単位仕様計算併用基準判定」という。) または複合建築物の住宅部分を単位とした判定 (仕様計算併用基準 (住戸の戸数が1である住宅または同号に掲げる住宅に係るものに限る。)) による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準判定」という。)	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (以下この表において「住宅仕様計算併用基準判定手数料額」という。) ア 住戸の戸数が1のとき 28,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物 (複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準判定の場合にあつては、当該建築物の住宅部分) の床面積 (当該建築物の共用部分の床面積を除く。) の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 51,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 84,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 143,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 207,000円
(3) 住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした判定 (基準省令第1条第1項第2号イ(2)およ	消費性能確保計画の提	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (以下この表において「住宅仕様基準判定手数

び同号ロ（２）に定める基準（以下この１（３）の項から２（３）の項までにおいて「仕様基準」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様基準判定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした判定（仕様基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準判定」という。）	出 1 件に つき	料額」という。） ア 住戸の戸数が 1 のとき 20,000円 イ 住戸の戸数が 2 以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準判定の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 35,000円 (イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のとき 57,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のとき 100,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるとき 149,000円
(4) 住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした判定（消費性能確保計画に係る建築物の用途が、工場、倉庫その他の用途であつて、一次エネルギー消費量（基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）の算定の対象とならないものとして市長が認めるもの（以下この表において「工場等」という。）以外の用途である場合であつて、同号イに	消費 性能 確保 計画 の提 出 1 件に つき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物（工場等以外複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「工場等以外非住宅標準入力法等判定手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 215,000円 イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以下のとき 269,000円 ウ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000

	定める基準（以下この１（４）の項から２（８）の項までにおいて「標準入力法等」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「工場等以外非住宅建築物単位標準入力法等判定」という。）または複合建築物の非住宅部分（同号に規定する非住宅部分という。以下この表において同じ。）を単位とした判定（消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合であって、標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「工場等以外複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定」という。）	平方メートル以下のとき 346,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき 492,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のとき 605,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下のとき 715,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 815,000円
	(5) 住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした判定（消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合であって、基準省令第１条第１項第１号ロに定める基準（以下この１（５）の項から２（９）の項までにおいて「モデル建物法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「工場等以外非住	消費性能確保計画の提出１件につき 次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物（工場等以外複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「工場等以外非住宅モデル建物法判定手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 85,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 1,000平方メートル以下のとき 107,000円

	宅建築物単位モデル建物法判定」という。) または複合建築物の非住宅部分を単位とした判定 (消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合であって、モデル建物法による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「工場等以外複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定」という。)	ウ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え, 2,000 平方メートル以下のとき 140,000 円 エ 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え, 5,000 平方メートル以下のとき 224,000 円 オ 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え, 10,000 平方メートル以下のとき 291,000 円 カ 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え, 25,000 平方メートル以下のとき 348,000 円 キ 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるとき 408,000 円
(6) 住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした判定 (消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合であって、標準入力法等による評価方法によるものに限る。)	消費性能確保計画の提出 1 件につき	(以下この表において「工場等非住宅標準入力法等判定手数料額」という。) ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 21,000 円 イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え, 1,000 平方メートル以下のとき 29,000 円 ウ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え, 2,000 平方メートル以下のとき 39,000 円 エ 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え, 5,000 平方メートル以下のとき 92,000 円 オ 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え, 10,000 平方メートル以下のとき 140,000 円 カ 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え, 25,000 平方メートル以下のとき 192,000 円 キ 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるとき 244,000 円

		定」という。) 方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 137,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 169,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 209,000円
(7) 住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした判定（消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合であって、モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「工場等非住宅建築物単位モデル建物法判定」という。）または複合建築物の非住宅部分を単位とした判定（消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合であって、モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「工場等複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定」という。）	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物（工場等複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「工場等非住宅モデル建物法判定手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 21,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 29,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 39,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 92,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 137,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 169,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき

		209,000円
(8) 複合建築物を単位とした判定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合建築物単位標準入力法等判定」という。）	消費性能確保計画の提出1件につき	判定に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した工場等以外非住宅標準入力法等判定手数料額（当該非住宅部分に係る消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合にあっては、工場等非住宅標準入力法等判定手数料額）と、住宅部分についての判定が、複合建築物住宅部分単位性能基準判定の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した住宅性能基準判定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準判定の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した住宅仕様計算併用基準判定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準判定の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した住宅仕様基準判定手数料額とを合算した額
(9) 複合建築物を単位とした判定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合建築物単位モデル建物法判定」という。）	消費性能確保計画の提出1件につき	判定に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した工場等以外非住宅モデル建物法判定手数料額（当該非住宅部分に係る消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合にあっては、工場等非住宅モデル建物法判定手数料額）と、住宅部分についての判定が、複合建築物住宅部分単位性能基準判定の場合にあっては当該住宅

			部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した住宅性能基準判定手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準判定の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した住宅仕様計算併用基準判定手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準判定の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した住宅仕様基準判定手数料額とを合算した額
2 法第11条第2項前段または第12条第3項前段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定および建築物のエネルギー消費性能の向上	(1) 住宅単位性能基準判定，住宅単位仕様計算併用基準判定もしくは住宅単位仕様基準判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（性能基準（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）もしくは住宅単位性能基準判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付または複合建築物住宅部分単位性能基準判定，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準判定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準判定を受けた	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅性能基準判定等変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 22,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準変更判定等の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積（当該消費性能確保計画の変更に係る特定建築行為が増築または改築である場合にあっては，当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。以下この2（1）の項から2（9）の項までにおいて同じ。）（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が 300平

等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	消費性能確保計画の変更に係る判定（性能基準（住戸の戸数が1である住宅または同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付（以下この表においてこれらを「複合建築物住宅部分単位性能基準変更判定等」という。）		方メートル以下のとき 40,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 67,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 116,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 172,000円
	(2) 住宅単位仕様計算併用基準判定，住宅単位性能基準判定もしくは住宅単位仕様基準判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（仕様計算併用基準（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）もしくは住宅単位仕様計算併用基準判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準判定，複合建築物住宅部分単位性能基準判定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準判定を受け	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅仕様計算併用基準判定等変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 18,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更判定等の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 32,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 53,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000

	た消費性能確保計画の変更に係る判定（仕様計算併用基準（住戸の戸数が1である住宅または同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）もしくは複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付（以下この表においてこれらを「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更判定等」という。）	平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 94,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えると き 143,000円
	(3) 住宅単位仕様基準判定，住宅単位性能基準判定もしくは住宅単位仕様計算併用基準判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（仕様基準による評価方法によるものに限る。）もしくは住宅単位仕様基準判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付または複合建築物住宅部分単位仕様基準判定，複合建築物住宅部分単位性能基準判定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（仕様基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき 次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「住宅仕様基準判定等変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 14,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更判定等の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 24,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 40,000円

	る。)もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付(以下この表においてこれらを「複合建築物住宅部分単位仕様基準変更判定等」という。)		(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え, 5,000 平方メートル以下のとき 73,000 円 (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えると き 114,000 円
	(4) 工場等以外非住宅建築物単位標準入力法等判定もしくは工場等以外非住宅建築物単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)もしくは工場等以外非住宅建築物単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付または工場等以外複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定もしくは工場等以外複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。)もしくは工場等以外複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付(以下この表	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請 1 件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物(工場等以外複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更判定等の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「工場等以外非住宅標準入力法等判定等変更手数料額」という。) ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 114,000 円 イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え, 1,000 平方メートル以下のとき 144,000 円 ウ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え, 2,000 平方メートル以下のとき 187,000 円 エ 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え, 5,000 平方メートル以下のとき 285,000 円 オ 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え, 10,000 平方メートル以下のとき 364,000 円 カ 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え, 25,000 平方メートル以下のとき 434,000 円

においてこれらを「工場等以外複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更判定等」という。)		キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 503,000円
(5) 工場等以外非住宅建築物単位モデル建物法判定もしくは工場等以外非住宅建築物単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）もしくは工場等以外非住宅建築物単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付または工場等以外複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定もしくは工場等以外複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）もしくは工場等以外複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付（以下この表においてこれらを「工場等以外複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更判定等」という。）	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物（工場等以外複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更判定等の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「工場等以外非住宅モデル建物法判定等変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 49,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 1,000平方メートル以下のとき 63,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のとき 84,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき 151,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のとき 206,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下のとき 251,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 299,000円
(6) 工場等非住宅建築	消費	次に掲げる消費性能確保計画

物単位標準入力法等判定もしくは工場等非住宅建築物単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）もしくは工場等非住宅建築物単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付または工場等複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定もしくは工場等複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）もしくは工場等複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付（以下この表においてこれらを「工場等複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更判定等」という。）	性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	の変更に係る一の建築物（工場等複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更判定等の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「工場等非住宅標準入力法等判定等変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 17,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 24,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 34,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 85,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 130,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 161,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 200,000円
(7) 工場等非住宅建築物単位モデル建物法判定もしくは工場等非住宅建築物単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（モデル建物法によ	消費性能確保計画の提出または軽微	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物（工場等複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更判定等の場合にあつては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表にお

る評価方法によるものに限る。) もしくは工場等非住宅建築物単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付または工場等複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定もしくは工場等複合建築物非住宅部分単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定(モデル建物法による評価方法によるものに限る。) もしくは工場等複合建築物非住宅部分単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付(以下これを「工場等複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更判定等」という。)	な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	いて「工場等非住宅モデル建物法判定等変更手数料額」という。) ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 17,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 24,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 34,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 85,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 130,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 161,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 200,000円
(8) 複合建築物単位標準入力法等判定もしくは複合建築物単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定(標準入力法等による評価方法によるものに限る。) または複合建築物単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の	変更に係る判定または申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した工場等以外非住宅標準入力法等判定等変更手数料額(当該非住宅部分に係る消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合にあつては, 工場等非住宅標準入力法等判定等変更手数料額)と, 住宅部分についての変更に係る判定または申請が, 複合建築物住宅部分単位性能基準変更判定等の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数およ

	申請 1 件 につき	び床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した住宅性能基準判定等変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更判定等の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した住宅仕様計算併用基準判定等変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準変更判定等の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した住宅仕様基準判定等変更手数料額とを合算した額
(9) 複合建築物単位モデル建物法判定もしくは複合建築物単位標準入力法等判定を受けた消費性能確保計画の変更に係る判定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）または複合建築物単位モデル建物法判定を受けた消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	消費 性能 確保 計画 の提 出ま たは 軽微 な変 更に 関す る証 明書 の交 付の 申請 1 件 につ き	変更に係る判定または申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した工場等以外非住宅モデル建物法判定等変更手数料額（当該非住宅部分に係る消費性能確保計画に係る建築物の用途が工場等の用途である場合にあつては，工場等非住宅モデル建物法判定等変更手数料額）と，住宅部分についての変更に係る判定または申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準変更判定等の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した住宅性能基準判定等変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準変更判定等の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した住宅仕様計算併用基準判定等変更手数料額

				とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準変更判定等の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した住宅仕様基準判定等変更手数料額とを合算した額
3 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものを除く。以下この表（備考第9項から第11項までを除く。）において同じ。）の認定（法第30条第2項の規定による申出がない場合	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の部分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査または法第11条第1項もしくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）もしくは都市の低炭	住宅の用途のみに供する一の建築物（住戸の戸数が2以上であるものに限る。）を単位とした認定（基準省令第10条第2号イ（1）および同号ロ（1）に定める基準（以下この表において「性能基準」という。）（基準省令第14条第2項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表にお	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価認定手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 68,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 111,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 186,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 265,000円

に限る。)	素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（建築基準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）（以下この表においてこれらを「評価機関審査等」という。）を受けていないもの ア 住宅の用途のみに供する建築物または複合建築物の住宅部分 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条	いて「住宅単位性能基準共用部分評価認定」という。）または複合建築物（住戸の戸数が2以上であるものに限る。）の住宅部分を単位とした認定（性能基準（同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定」という。） 住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（性能基準（住戸の戸数が		次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価認定手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1 のとき 36,000円
-------	---	--	--	--

	第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ウにおいて同じ。) イ 住宅以外の用途のみに供する一の建築物または複合建築物の非住宅部分登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。ウにおいて同じ。) ウ 複合建築物登録住宅性	1である住宅または基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。) による評価方法によるものに限る。) （以下この表において「住宅単位性能基準共用部分非評価認定」という。） または複合建築物の住宅部分を単位とした認定（性能基準（住戸の戸数が1である住宅または同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。) （以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能	イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 68,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 111,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 186,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えると き 265,000円
--	---	--	---

	能評価 機関お よび登 録建築 物エネ ルギー 消費性 能判定 機関	基準共用 部分非評 価認定」 という。)		
		住宅の用 途のみに 供する一 の建築物 (住戸の 戸数が2 以上であ るものに 限る。) を単位と した認定 (基準省 令第10条 第2号イ (1) お よび同号 ロ(2) または同 号イ(2) および同 号ロ(1) に定める 基準(以 下この表 において 「仕様計 算併用基 準」とい う。)(基準省令 第14条第 2項第1 号に掲げ る住宅に 係るもの に限る。) による評 価方法に よるもの に限る。) (以下こ	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る 一の建築物(複合建築物住宅 部分単位仕様計算併用基準共 用部分評価認定の申請の場合 にあっては、当該建築物の住 宅部分)の床面積の合計の区 分に応じ、それぞれ次に定め る額(以下この表において「 評価機関未審査住宅仕様計算 併用基準共用部分評価認定手 数料額」という。) ア 床面積の合計が 300平方 メートル以下のとき 51,000円 イ 床面積の合計が 300平方 メートルを超え、 2,000平 方メートル以下のとき 84,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平 方メートルを超え、 5,000 平方メートル以下のとき 143,000円 エ 床面積の合計が 5,000平 方メートルを超えるとき 207,000円

		の表において「住宅単位仕様計算併用基準共用部分評価認定」という。） または複合建築物（住戸の戸数が2以上であるものに限る。） の住宅部分を単位とした認定（仕様計算併用基準（同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定」という。）		
		住宅の用途のみに供する一の建築物を単位と	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様計算

	した認定（仕様計算併用基準（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした認定（仕様計算併用基準（住戸の戸数が1である住宅または同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）	併用基準共用部分非評価認定手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 28,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 51,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のとき 84,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき 143,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えると き 207,000円
--	--	---

		(以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定」という。)		
		住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第10条第2号イ（2）および同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「仕様基準」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様基準認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準認定手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 20,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 35,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 57,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 100,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えると 149,000円

		(仕様基準による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準認定」という。)	
	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定(基準省令第10条第1号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準(以下この表において「標準入力法等」という。))による評価方法によるものに限る。) (以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。) または複	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等認定手数料額」という。) ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 215,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 269,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 346,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 492,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 605,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき

	合建築物 の非住宅 部分を単 位とした 認定（標 準入力法 等による 評価方法 によるも のに限る。） （以下こ の表にお いて「複 合建築物 非住宅部 分単位標 準入力法 等認定」 という。）		715,000円 キ 床面積の合計が25,000平 方メートルを超えるとき 815,000円
	住宅以外 の用途の みに供す る一の建 築物を単 位とした 認定（基 準省令第 10条第1 号イ（2） および同 号ロ（2） に定める 基準（以 下この表 において 「モデル 建物法」 という。） による評 価方法に よるもの に限る。） （以下こ の表にお いて「非	申請 1件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る 一の建築物（複合建築物非住 宅部分単位モデル建物法認定 の申請の場合にあっては、当 該建築物の非住宅部分）の床 面積の合計の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額（以下こ の表において「評価機関未審 査非住宅モデル建物法認定手 数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方 メートル以下のとき 85,000円 イ 床面積の合計が 300平方 メートルを超え、 1,000平 方メートル以下のとき 108,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平 方メートルを超え、 2,000 平方メートル以下のとき 140,000円 エ 床面積の合計が 2,000平 方メートルを超え、 5,000 平方メートル以下のとき 224,000円 オ 床面積の合計が 5,000平

		住宅建築物単位モデル建物法認定」という。) または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定」という。）		方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 291,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 348,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 408,000円
		複合建築物を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合建築物単位標準入力法等認定」という。）	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等認定手数料額と、住宅部分についての申請が、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価認定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価認定手数料額とを、複合建築物

			住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準認定手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等認定手数料額」という。）
複合建築物を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。） （以下この表において「複合建築物単位モデル建物法認定」という。）	申請 1 件 につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法認定手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価認定手数料額とを，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価認定手数料額とを，複合建築物	

			住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定手数料額とを、複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準認定手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法認定手数料額」という。）
(2) 評価機関審査等を受けたもの	住宅単位性能基準共用部分評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価認定手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 23,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき

		46,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 79,000円
住宅単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価認定手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 8,900円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 23,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 46,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 79,000円
住宅単位仕様計算併用基準共用部分評価認定または複合建築物	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定め

		住宅部分 単位仕様 計算併用 基準共用 部分評価 認定		る額（以下この表において「評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 23,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 46,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 79,000円
		住宅単位 仕様計算 併用基準 共用部分 非評価認 定または 複合建築 物住宅部 分単位仕 様計算併 用基準共 用部分非 評価認定	申請 1 件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定手数料額」という。） ア 住戸の戸数が 1 のとき 8,900円 イ 住戸の戸数が 2 以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては，当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 23,000円

		(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下 のとき 46,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えると き 79,000円
住宅単位 仕様基準 認定または複合建 築物住宅 部分単位 仕様基準 認定	申請 1 件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る 一の建築物の住戸の戸数の区 分に応じ，それぞれ次に定め る額（以下この表において「 評価機関審査済住宅仕様基準 認定手数料額」という。） ア 住戸の戸数が 1 のとき 8,900円 イ 住戸の戸数が 2 以上のと き 次に掲げる当該建築物 （複合建築物住宅部分単位 仕様基準認定の申請の場合 にあつては，当該建築物の 住宅部分）の床面積（当該 建築物の共用部分の床面積 を除く。）の合計の区分に 応じ，それぞれ次に定める 額 (ア) 床面積の合計が 300 平 方メートル以下のとき 13,000円 (イ) 床面積の合計が 300 平 方メートルを超え， 2,000平方メートル以下 のとき 23,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000 平 方メートルを超え， 5,000平方メートル以下 のとき 46,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000 平 方メートルを超えると き 79,000円
非住宅建 築物単位 標準入力 法等認定 または複	申請 1 件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る 一の建築物（複合建築物非住 宅部分単位標準入力法等認定 の申請の場合にあつては，当 該建築物の非住宅部分）の床

		合建築物 非住宅部 分単位標 準入力法 等認定		面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等認定手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 29,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 79,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 122,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 153,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 191,000円
		非住宅建築物単位 モデル建物法認定 または複合建築物 非住宅部分単位モ デル建物法認定	申請 1 件 につ き	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法認定手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が 300平方

				メートルを超え， 1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 29,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000平方メートル以下のとき 79,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え， 10,000平方メートル以下のとき 122,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え， 25,000平方メートル以下のとき 153,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 191,000円
		複合建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等認定手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価認定手数料額とを，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価認定手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分

			の床面積により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準認定手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等認定手数料額」という。）
		複合建築物単位モデル建物法認定	申請 1 件 につき 認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法認定手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価認定手数料額とを，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価認定手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定の申請の

				場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準認定手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法認定手数料額」という。）
4 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	住宅単位性能基準共用部分評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に，同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては，当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価認定手数料額とを合算した額
		住宅単位性能基準共用部分	申請1件につ	確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価認定手数料額とを

		非評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定	き	合算した額
		住宅単位仕様計算併用基準共用部分評価認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様基準認定手数料額とを合算した額
		非住宅建	申請	確認申請手数料相当額と評価

		建築物単位標準入力法等認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定	1件につき	機関未審査非住宅標準入力法等認定手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位モデル建物法認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査非住宅モデル建物法認定手数料額とを合算した額
		複合建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査複合建築物標準入力法等認定手数料額とを合算した額
		複合建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査複合建築物モデル建物法認定手数料額とを合算した額
	(2) 評価機関審査等を受けたもの	住宅単位性能基準共用部分評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価認定手数料額とを合算した額
		住宅単位性能基準共用部分非評価認定または	申請1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価認定手数料額とを合算した額

		複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定		
		住宅単位仕様計算併用基準共用部分評価認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定	申請 1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定	申請 1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定	申請 1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様基準認定手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位標準入力	申請 1件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済非住宅標準入力法等認定手数料額とを合算した

		法等認定 または複 合建築物 非住宅部 分単位標 準入力法 等認定	き	額
		非住宅建 築物単位 モデル建 物法認定 または複 合建築物 非住宅部 分単位モ デル建物 法認定	申請 1 件 につ き	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済非住宅モデル建物 法認定手数料額とを合算した 額
		複合建築 物単位標 準入力法 等認定	申請 1 件 につ き	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済複合建築物標準入 力法等認定手数料額とを合算 した額
		複合建築 物単位モ デル建物 法認定	申請 1 件 につ き	確認申請手数料相当額と評価 機関審査済複合建築物モデル 建物法認定手数料額とを合算 した額
5 法第 31条第 1 項の 規定に 基づく 認定を 受けた 建築物 エネル ギー消 費性能 向上計 画の変 更の認 定（同 条第 2 項にお いて準	(1) 評価機 関審査等 を受けて いないも の	住宅の用 途のみに 供する一 の建築物 （住戸の 戸数が 2 以上であ るものに 限る。） を単位と した性能 基準（基 準省令第 14条第 2 項第 1 号 に掲げる 住宅に係 るものに	申請 1 件 につ き	次に掲げる変更の認定の申請 に係る一の建築物（複合建築 物住宅部分単位性能基準共用 部分評価変更認定の申請の場 合にあっては、当該建築物の 住宅部分）の床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ次に定 める額（以下この表において 「評価機関未審査住宅性能基 準共用部分評価認定変更手 数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方 メートル以下のとき 40,000円 イ 床面積の合計が 300平方 メートルを超え、2,000平 方メートル以下のとき 67,000円

用する 法第30 条第2 項の規 定によ る申出 がない 場合に 限り、 建築物 の新築 等に関 する工 事の着 手予定 時期ま たは完 了予定 時期の みの変 更の認 定を申 請する 場合を 除く。)	限る。)による評価方法による変更の認定(以下この表において「住宅単位性能基準共用部分評価変更認定」という。)または複合建築物(住戸の戸数が2以上であるものに限る。)の住宅部分を単位とした性能基準(同号に掲げる住宅に係るものに限る。)による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定」という。)		ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 116,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 172,000円
	住宅の用途のみに供する一	申請 1 件 につ	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ, それぞれ次

		の建築物を単位とした性能基準（住戸の戸数が1である住宅または基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この	き	に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価認定変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 22,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 40,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 67,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 116,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えると き 172,000円
--	--	---	----------	--

		表において「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定」という。)	
	申請 1件 につき	住宅の用途のみに供する一の建築物（住戸の戸数が2以上であるものに限る。）を単位とした仕様計算併用基準（基準省令第14条第2項第1号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定」という。）または複合建築物（住戸の	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 32,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のとき 53,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき 94,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるととき 143,000円

		戸数が2以上であるものに限る。)の住宅部分を単位とした仕様計算併用基準(同号に掲げる住宅に係るものに限る。)による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定」という。)	
	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした仕様計算併用基準(住戸の戸数が1である住宅または基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅に係るものに限	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定変更手数料額」という。) ア 住戸の戸数が1のとき 18,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物(複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分)の床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)の合計の区分

		る。)による評価方法による変更の認定(以下この表において「住宅単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定」という。)または複合建築物の住宅部分を単位とした仕様計算併用基準(住戸の戸数が1である住宅または同号に掲げる住宅に係るものに限る。)による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定」という。)		に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 32,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 53,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 94,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えると き 143,000円
		住宅の用途のみに	申請 1 件	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸

		供する一の建築物を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位仕様基準変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定」という。）	につき	数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準認定変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 14,000円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 24,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 40,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 73,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えると き 114,000円
		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定（以下この表に	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等認定変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき

		において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。) または複合建築物の非住宅部分を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定」という。)		114,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 144,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 187,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 285,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 364,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 434,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 503,000円
	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定(以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」と	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物(複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあっては, 当該建築物の非住宅部分)の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法認定変更手数料額」という。)	ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 49,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 63,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平

		いう。) または複合建築物の非住宅部分を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定」という。)		方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 84,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 151,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 206,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 251,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 299,000円
		複合建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定(以下この表において「複合建築物単位標準入力法等変更認定」という。)	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等認定変更手数料額と, 住宅部分についての申請が, 複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額とを, 複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価認定変更手数料額とを, 複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあつては当該住宅

		部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準認定変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等認定変更手数料額」という。）
複合建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物単位モデル建物法変更認定」という。）	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法認定変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価認定変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基

			準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準認定変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法認定変更手数料額」という。）
(2) 評価機関審査等を受けたもの	住宅単位性能基準共用部分評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下のとき 23,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え， 5,000

		平方メートル以下のとき 46,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるととき 79,000円
住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が1のとき 8,900円 イ 住戸の戸数が2以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 23,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 46,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるととき 79,000円
住宅単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定また	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の住宅部分）の床面積

		は複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定		の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 17,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 28,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 54,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えるとき 88,000円
		住宅単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定	申請 1 件 につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定変更手数料額」という。） ア 住戸の戸数が 1 のとき 12,000円 イ 住戸の戸数が 2 以上のとき 次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては、当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 17,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下

		のとき 28,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 54,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えると き 88,000円
住宅単位 仕様基準 変更認定 または複 合建築物 住宅部分 単位仕様 基準変更 認定	申請 1 件 につ き	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ, それぞれ次に定める額 (以下この表において「評価機関審査済住宅仕様基準認定変更手数料額」という。) ア 住戸の戸数が 1 のとき 8,900円 イ 住戸の戸数が 2 以上のとき 次に掲げる当該建築物 (複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては, 当該建築物の住宅部分) の床面積 (当該建築物の共用部分の床面積を除く。) の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 23,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 46,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超えると き 79,000円
非住宅建 築物単位 標準入力	申請 1 件 につ	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物 (複合建築物非住宅部分単位標準入力法

		法等変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定	き	等変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 29,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 79,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 122,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 153,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 191,000円
		非住宅建築物単位モデル建物法変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定の申請の場合にあっては、当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法認定変更手数料額」という。）

			ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 29,000円 エ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 79,000円 オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 122,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 153,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 191,000円
	複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等認定変更手数料額と, 住宅部分についての申請が, 複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額とを, 複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積(当該建築物の共用部分の床面積を除く。)により算定した評価機関審査済住宅性

			能基準共用部分非評価認定変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準認定変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等認定変更手数料額」という。）
	複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法認定変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床

				面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価認定変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準認定変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法認定変更手数料額」という。）
6 法第31条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	住宅単位性能基準共用部分評価変更または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に，同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては，当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において

定（同条第２項において準用する法第30条第２項の規定による申出がある場合に限り，建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）			「確認申請変更手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額とを合算した額
	住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請１件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価認定変更手数料額とを合算した額
	住宅単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定	申請１件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額とを合算した額
	住宅単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部	申請１件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様計算併用基準共用部分非評価認定変更手数料額とを合算した額

		分非評価 変更認定		
		住宅単位 仕様基準 変更認定 または複 合建築物 住宅部分 単位仕様 基準変更 認定	申請 1件 につ き	確認申請変更手数料相当額と 評価機関未審査住宅仕様基準 認定変更手数料額とを合算し た額
		非住宅建 築物単位 標準入力 法等変更 認定また は複合建 築物非住 宅部分単 位標準入 力法等変 更認定	申請 1件 につ き	確認申請変更手数料相当額と 評価機関未審査非住宅標準入 力法等認定変更手数料額とを 合算した額
		非住宅建 築物単位 モデル建 物法変更 認定また は複合建 築物非住 宅部分単 位モデル 建物法変 更認定	申請 1件 につ き	確認申請変更手数料相当額と 評価機関未審査非住宅モデル 建物法認定変更手数料額とを 合算した額
		複合建築 物単位標 準入力法 等変更認 定	申請 1件 につ き	確認申請変更手数料相当額と 評価機関未審査複合建築物標 準入力法等認定変更手数料額 とを合算した額
		複合建築	申請	確認申請変更手数料相当額と

	物単位モデル建物法変更認定	1 件につき	評価機関未審査複合建築物モデル建物法認定変更手数料額とを合算した額
(2) 評価機関審査等を受けたもの	住宅単位性能基準共用部分評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定	申請 1 件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価認定変更手数料額とを合算した額
	住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請 1 件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価認定変更手数料額とを合算した額
	住宅単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定	申請 1 件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様計算併用基準共用部分評価認定変更手数料額とを合算した額
	住宅単位	申請	確認申請変更手数料相当額と

		仕様計算 併用基準 共用部分 非評価変 更認定ま たは複合 建築物住 宅部分単 位仕様計 算併用基 準共用部 分非評価 変更認定	1 件 につ き	評価機関審査済住宅仕様計算 併用基準共用部分非評価認定 変更手数料額とを合算した額
		住宅単位 仕様基準 変更認定 または複 合建築物 住宅部分 単位仕様 基準変更 認定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当額と 評価機関審査済住宅仕様基準 認定変更手数料額とを合算し た額
		非住宅建 築物単位 標準入力 法等変更 認定また は複合建 築物非住 宅部分単 位標準入 力法等変 更認定	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当額と 評価機関審査済非住宅標準入 力法等認定変更手数料額とを 合算した額
		非住宅建 築物単位 モデル建 物法変更 認定また は複合建 築物非住 宅部分単 位モデル	申請 1 件 につ き	確認申請変更手数料相当額と 評価機関審査済非住宅モデル 建物法認定変更手数料額とを 合算した額

		建物法変更認定		
		複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物標準入力法等認定変更手数料額とを合算した額
		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請 1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済複合建築物モデル建物法認定変更手数料額とを合算した額
7	法第31条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）		申請 1件につき	1,300円

備 考

- 1 同一の建築物に係る法第11条第1項または第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る消費性能確保計画の提出があった場合において、当該消費性能確保計画がこの表の1（4）の項または1（5）の項による判定と、この表の1（6）の項または1（7）の項による判定とを併せてするものであるときの当該提出に係る手数料の額は、この表の1（4）の項または1（5）の項による判定に係る手数料の額に相当する額とする。
- 2 同一の建築物に係る法第11条第2項前段もしくは第12条第3項前段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定または建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に係る消費性能確保計画の変更があった場合において、当該消費性能確保計画の変更がこの表の2（4）の項または2（5）の項による判定または証明書の交付と、この表の2（6）の項または2（7）の項による判定または証明書の交付とを併せてするものであるときの当該変更に係る消費性能確保計画の提出または証明書の交付の申請に係る手数料の額は、この表の2（4）の項または2（5）の項による判定または証明書の交付に係る手数料の額に相当する額とする。

- 3 同一の建築物（法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものを除く。次項において同じ。）に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項または4（2）の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項または4（2）の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 4 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の5（1）の項、5（2）の項、6（1）の項または6（2）の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし、当該申請がこの表の5（1）の項、5（2）の項、6（1）の項または6（2）の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定、複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分評価変更認定もしくは

複合建築物住宅部分単位仕様計算併用基準共用部分非評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

- 5 法第11条第1項または第12条第2項の規定に基づく消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、この表の1（4）の項に規定する標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。
- 6 法第11条第2項前段または第12条第3項前段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、この表の1（4）の項に規定する標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。
- 7 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請が、基準省令第10条第1号ただし書に該当するものであるときは、この表の3（1）の項に規定する標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。
- 8 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請が、基準省令第10条第1号ただし書に該当するものであるときは、この表の3（1）の項に規定する標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。
- 9 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下同じ。）の認定の申請に係る手数料の額は、この表の3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項もしくは4（2）の項または第3項もしくは第7項の規定の例により、同条第3項に規定する申請建築物および同項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについて算定される額を合算した額とする。
- 10 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定の申請を除く。）であって、法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載するものに係る手数料の額は、この表の3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項もしくは4（2）の項または第3項もしくは

第7項の規定の例により、当該他の建築物について算定される額とする。

- 11 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（前項の規定による変更の認定の申請を除く。）に係る手数料の額は、この表の5（1）の項、5（2）の項、6（1）の項、6（2）の項もしくは7の項または第4項もしくは第8項の規定の例により、当該申請に係る一の建築物ごとに算定される額を合算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条（第13号に係る部分に限る。）、別表第12および別表第13の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。